

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>秘書広報室</u>にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、<u>政策地域部</u>にあつては<u>政策推進室長</u>、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び<u>観光課総括課長</u>、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、I L C 推進局にあつては企画総務課総括課長<u>並びに</u>出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 所属換え 部局長と<u>医療局長又は企業局長</u>との間において、財産の所属を移すことをいう。</p> <p>(財産の取得)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 部局長は、取得した財産に<u>かしがあることを発見したときは、直ちに、当該取得の原因となった契約の相手方をしてそのかしを補てんさせ、その他所要の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(所管換え及び分掌換え並びに所属換え)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部局長は、財産の所属換えをするときは、別に定める様式による財産所属換調書を所属換えを受ける<u>医療局長又は企業</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>政策企画部</u>にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、<u>ふるさと振興部</u>にあつては<u>ふるさと振興企画室長</u>、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び<u>観光・プロモーション室長</u>、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、I L C 推進局にあつては企画総務課総括課長、<u>出納局</u>にあつては総務課総括課長</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 所属換え 部局長と<u>公営企業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の2の規定により管理者の権限を行う知事を含む。以下「企業管理者」という。）</u>との間において、財産の所属を移すことをいう。</p> <p>(財産の取得)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 部局長は、取得した財産が<u>種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、直ちに、当該取得の原因となった契約の相手方に対して、履行の追完の請求その他所要の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(所管換え及び分掌換え並びに所属換え)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部局長は、財産の所属換えをするときは、別に定める様式による財産所属換調書を所属換えを受ける<u>企業管理者</u>に送付</p>

局長に送付して行わなければならない。

4・5 [略]

(特定の事業の用に供する財産の取扱い)

第34条 道路、海岸、港湾、漁港、下水道、急傾斜地崩壊対策、土地改良、畜産経営環境整備及び道路交通の用に供し、又は供することと決定した財産、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第34条の2第2項第2号に規定する収用の対償に充てるため取得した財産並びに公共補償（公共事業の施行によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる当該公共事業の起業地内の公共施設等に対する補償をいう。）に充てるため取得した財産に係る合議及び財産台帳その他の事務の取扱いについては、総務部長が当該事務の主管部局長と協議して別に定める。

して行わなければならない。

4・5 [略]

(特定の事業の用に供する財産の取扱い)

第34条 道路、海岸、港湾、漁港、急傾斜地崩壊対策、土地改良、畜産経営環境整備及び道路交通の用に供し、又は供することと決定した財産、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第34条の2第2項第2号に規定する収用の対償に充てるため取得した財産並びに公共補償（公共事業の施行によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる当該公共事業の起業地内の公共施設等に対する補償をいう。）に充てるため取得した財産に係る合議及び財産台帳その他の事務の取扱いについては、総務部長が当該事務の主管部局長と協議して別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。